

# 横浜市産後母子ケア事業（デイケア・訪問型）利用規程

この規程は、横浜市産後母子ケア事業（デイケア・訪問型）をご利用いただくにあたっての利用条件を定めたものです。

## 1 利用対象

デイケア	横浜市内に住民登録を有し、利用日時時点で <b>産後 6 か月未満</b> の母及び乳児
訪問型	横浜市内に住民登録を有し、利用日時時点で <b>産後 1 年未満</b> の母及び乳児

※早産児(在胎週数 37 週未満で出生した児)については、出産予定日を基準とします。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、ご利用いただけません。

- ・母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している場合
- ・母子のいずれかが入院加療の必要がある場合（訪問型については、児入院等で母のみ利用することも可能です）
- ・母に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある場合（ただし、医師により利用可能と判断された場合にはこの限りではありません。）

**治療中の疾患がある場合は、利用予約前に、利用者自身で主治医に産後母子ケア事業の利用の可否について、確認してください。その後、利用予約時に前述の内容について、事業者伝えてください。**事業者によっては、情報提供書等が必要になる場合や、利用ができないこともあります（情報提供書等の発行にかかる費用は全額自己負担となります）。

## 2 ケア内容等

### (1) 概要

デイケア	利用対象者が、助産所等の施設を訪問し、施設の設備等を活用してケアを提供します。
訪問型	助産師が横浜市内の居宅を訪問し、ケアを提供します。

### (2) ケア内容

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| ア 産後の母体管理及び生活面の指導 | カ 体重・排便チェック           |
| イ 乳房手当、乳房トラブルケア   | キ スキンケア               |
| ウ 授乳方法            | ク 子育てや生活の仕方に関する相談及び指導 |
| エ 沐浴方法            | ケ その他の必要とする保健指導       |
| オ 発育・発達のチェック      |                       |

**本事業は、育児の方法を学び、安心して育児ができるよう支援することを目的としています。**

**そのため、原則として育児はお母さんに行っていただき、必要に応じて助産師がサポートします。**

**児の預かりについては、ケア内容に含まれておりませんので、あらかじめご了承ください。**

**デイケア利用中は、母子同室で過ごしていただきます。**

### 3 実施時間・実施日・休業日

	実施時間	実施日	休業日
デイケア	9時～17時	月曜日～土曜日	日曜日、祝日及び 12月29日～1月3日
訪問型	9時～17時	月曜日～金曜日	土曜日、日曜日、祝日及び 12月29日～1月3日

### 4 利用回数・利用料

	利用単位	利用料（自己負担額）	利用上限
デイケア	1日 (昼食提供)	1日あたり、2,400円	7日間
訪問型	1回 (90分程度)	1回あたり、1,500円	3回

・申請日時点で生活保護世帯、市民税非課税世帯の利用料は0円です。申請時に申告してください（証明書が必要になる場合があります）。

・横浜市で規定しているケア以外は全額自己負担となります。

### 5 申請から利用までの流れ

#### (1) 利用申請

利用申請は妊娠 28 週から、横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」にて行うことができます。

★申請をいただいてから審査が完了するまで、10 営業日程度お時間がかかります。

なお、連続した閉庁日（GW、年末年始等）がある場合は、これより日数がかかることがありますので、余裕を持った申請をお願いします。

#### (2) 審査結果の通知

利用申請を受け、横浜市が申請内容を審査し、結果をパマトコでお知らせします。

利用の承認があった後、利用予約を行ってください。

★審査の結果、利用が不承認となる場合があります。

#### (3) 利用予約

利用承認の通知が届いた後、「受託事業者一覧」から利用を希望する事業者に電話で予約をします。なお、デイケアは、事業者ごとに利用可能な月齢が異なります。「受託事業者一覧」にて対象月齢をご確認ください。

利用にあたりご不明点がありましたら、事業者への電話の際に確認をお願いします。

※治療中の疾患がある場合は、利用ができない場合があります。必ず事業者に伝えてください。

※事業者によっては、分娩の状況を踏まえた予約受け入れを行っているため、必ずしも希望通りの日程で対応できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

予約できる期間	予約できる期間は、予約を申し込んだ日（予約日）から 60 日後までです。60 日より先の日程は予約できません。 <例> 4 月 1 日に予約する場合 → 5 月 31 日までの日程が予約できます。
予約できる回数（上限）	予約できる回数の上限は 3 回です。 サービスの種類に関わらず、1 回の利用 = 1 回分と数えます。 訪問型・デイケア・ショートステイは、すべて同じ「1 回」として扱います。
上限到達後の予約について	既に上限の 3 回を予約している場合、新たな予約はできません。 予約していたサービスを実際に利用すると、1 回分の予約枠が空きます。空いた枠については、あらかじめ予約ができるようになります。 <例> 上限の 3 回分を予約 → うち 1 回を利用 → 新たに 1 回分の予約が可能

#### (4) 来所登録

利用回数を把握するため、本事業利用時に「来所登録」の手続きを行っていただく必要があります。利用の際に、事業者から二次元コードのご案内がありますので、読み取りを行っていただき、パマトコにて登録をお願いします。

## 6 日程の変更及びキャンセルに伴う利用者負担額

- 日程の変更やキャンセルをする場合は、デイケアは利用日の 2 日前の 17 時まで、訪問型は、利用日の前日の 17 時までに事業者にて電話で連絡を行ってください。なお、日程の変更については、ご希望に添えない場合もあります。
- 上記の時期までに日程の変更やキャンセルの連絡を行わなかった場合、利用の有無にかかわらず、以下の利用者負担額を事業者にて直接お支払いください。また、利用回数としても計上しますので、ご注意ください。  
※理由が体調不良や感染症等であってもキャンセルに伴う利用者負担額が発生します。  
※自己負担がない世帯（生活保護世帯・市民税非課税世帯）の方は、利用者負担額は発生しません（利用回数としては計上されます）。

類型	利用者負担額発生時期	利用者負担額
デイケア	利用日の <u>2 日前の 17 時まで</u> に連絡を行わなかった場合	2,400 円/日
訪問型	利用日の <u>前日の 17 時まで</u> に連絡を行わなかった場合	1,500 円/回

## 7 注意事項

- 分娩等、緊急対応が必要な方への対応が優先となることがありますので、予めご了承ください。
- 天災などやむを得ない事情で事業者の対応が困難な場合は、利用を中止することがあります。
- 利用中、施設から外出することはできません。また、同一施設であっても、ケア内容以外（受診や予防接種等）を受けることはできません（デイケア）。
- 施設内は禁酒・禁煙となっています。そのほか、施設ごとに定められているルールがありますので、案内に従ってご利用ください（デイケア）。

## 8 その他

利用の状況については、事業者と区子ども家庭支援課で共有します。

利用後のご様子について、区子ども家庭支援課からご連絡をさせていただく場合があります。

## 9 連絡先

横浜市子ども青少年局地域子育て支援課：電話 045-671-2455

月～金（祝日、年末年始を除く）8時45分～17時00分

横浜市子ども青少年局 地域子育て支援課 令和8年5月18日
-------------------------------------